

「(仮称) 大滝山風力発電事業環境影響評価準備書」に対する環境大臣意見

本事業は、JR 東日本エネルギー開発株式会社及び磐栄運送株式会社が、福島県郡山市及び耶麻郡猪苗代町において、最大で出力 136,000kW の風力発電所を設置するものであり、再生可能エネルギーの導入・普及の推進により、地球温暖化対策に資するものである。

一方、本事業の対象事業実施区域には、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく保安林が存在しており、自然環境保全上、重要な地域である。また、対象事業実施区域は、自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づき指定された磐梯朝日国立公園の磐梯山、猫魔ヶ岳、吾妻連峰、安達太良山等の山々からなる磐梯吾妻地区と、猪苗代湖を中心に広がる猪苗代地区に三方を囲まれた区域に位置している。特に、磐梯山及び安達太良山は、磐梯朝日国立公園の磐梯吾妻地区を代表する主峰であり、原生的な景観核心地域であるとともに、山頂からの展望性に優れ、その雄大な眺望を求めて年間を通じて多くの登山利用がある。

さらに、本事業の工事計画は、風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」と言う。）の設置により非常に多くの土地の改変が行われ、現状計画では土工量が著しく多いものとなっている。

以上を踏まえ、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

1 総論

（1）事後調査等について

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

- ア 事後調査及び環境保全措置に位置付けられている環境監視等を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。
- イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、環境保全措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュールや方法、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点、その対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。
- ウ 事後調査及び環境保全措置に位置付けられている環境監視等により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。
- エ 対象事業実施区域の周辺においては、他の事業者による複数の風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中である。他の事業との累積的な影響に係る事後調査及び環境監視の実施に当たっては、他の事業者と情報を共有するよ

う努めるとともに、必要に応じて合同での調査を実施すること等により、累積的な影響を最大限把握すること。また、調査結果並びに専門家及び地方公共団体その他の関係機関からの助言を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

オ 他の事業者から累積的な影響の予測又は評価に必要な情報の提供依頼があった場合には、可能な限り情報を共有することで、地域全体の環境影響の低減を図ること。

(2) 工事計画の見直しについて

本事業の工事計画は、風力発電設備等の設置により非常に多くの土地の改変が行われ、現状計画では土工量が著しく多いものとなっている。

このようなことから、水環境、動植物の生息・生育環境、生態系等への重大な影響が懸念される。

このため、風車敷及び道路については、設置場所、設計及び工法に関して更なる検討を行い、切土量及び盛土量を可能な限り少量化するとともに土地の改変を最小限に抑えるために以下の環境保全措置を講ずること。また、改変区域の大幅な変更がある場合には、調査、予測及び評価を再度実施し、その結果に応じて必要な環境保全措置を講ずること。

ア 風力発電設備の設置高及び道路線形の見直し並びに既存道の活用により、切土高及び盛土高を減じ、土地の改変面積を最小化すること。なお、検討に当たっては、擁壁工、補強土工、橋梁等の構造物の活用も念頭に置き、複数案から選択すること。

イ 切土量及び盛土量のバランスをとることにより、残土の発生量を最小限に抑えること。

ウ やむを得ず残土が生ずる場合には、専門家等からの助言に基づき盛土の安定性を確保できる場所及び工法を選択すること。

エ 沈砂池等の配置及び流末処理等の濁水対策を十分に検討し、適切に講ずること。

オ 希少な動植物の生息地・生育地の改変を極力回避すること。

カ アからオの環境保全措置を講じてもおお、大規模な土工量が発生する風力発電設備等については、これらの設置の取りやめや配置等の見直しを行うこと。

2 各論

(1) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域の周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づく国内希少野生動植物種であるクマタカの生息が複数確認されているほか、同区域の周辺では複数ペアによる営巣及び繁殖が確認されている。

このため、本事業の実施による影響を回避又は低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア 対象事業実施区域の周辺では、クマタカの複数ペアの生息が確認され、繁殖も確認されている。このため、事後調査においてクマタカの行動を調査し、繁殖への影響が懸念される場合には、稼働調整等を含めたより適切な環境保全措置を実施すること。

イ 鳥類の風力発電設備への衝突に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うことから、バードストライクが確認される等、重要な鳥類に対する影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、ブレード塗装やシール貼付など、鳥類からの視認性を高める措置、稼働調整等を含めた追加的な環境保全措置を講ずること。

ウ 稼働後において、バードストライクが発生した場合の措置の内容を事前に定め、重要な鳥類の衝突による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

(2) 土地改変に対する環境影響

本事業は、既設の道路等を活用することで、土地の改変面積を小さくする計画としているものの、風力発電設備の設置及び既設の道路の拡幅等により大きな改変が行われる箇所があり、また、対象事業実施区域の一部が森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく水源かん養保安林、土砂流出防備保安林に指定されていることから、これらの土地の改変に伴う森林の伐採、土砂の崩落又は流出による水環境、植物、生態系等への影響が懸念される。このため、ヤード及び道路等の設計や工法に関して、更に検討を行い、切土量及び盛土量を可能な限り少量化すること等により、土地の改変に伴う水環境、植物及び生態系等への影響を回避または極力低減すること。

(3) 景観に対する環境影響

対象事業実施区域は、自然公園法に基づき指定された磐梯朝日国立公園の磐梯山、猫魔ヶ岳、吾妻連峰、安達太良山等の山々からなる磐梯吾妻地区と、猪苗代湖を中心に広がる猪苗代地区に三方を囲まれた区域に位置している。特に、磐梯山及び安達太良山は、磐梯朝日国立公園の磐梯吾妻地区を代表する主峰であり、原生的な景観核心地域であるとともに、山頂からの展望性に優れ、その雄大な眺望を求めて年間を通じて多くの登山利用がある。

本準備書においては、眺望景観への影響について、安達太良山の山頂から視認できる風力発電設備の垂直見込角が 0.7 度～1.3 度の範囲であり、磐梯山の山頂からは垂直見込角が 0.6 度～0.9 度の範囲であることをもって、主要な眺望景観への影響を低減しているとされている。

しかしながら、本事業は、安達太良山の山頂からの眺望景観について、主要な眺望方向に 34 基の風力発電設備がスカイラインを切断し、複数尾根上に広範囲に視認され、また、磐梯山の山頂からの眺望景観についても、主要な眺望方向に 22 基の風力発電設備がスカイラインを切断し、稜線上に広範囲で視認されることから、これらの磐梯山の山頂及び安達太良山の山頂からの眺望に対する重大な影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等について、既往の学術的知見等に基づき眺望景観への配慮理由を明確にした眺望保全のための措置を講じた複数パターンのフォトモンタージュを作成することにより検討し、その結果について当該国立公園の管理者、地方公共団体その他関係機関、地域住民等の意見を踏まえて客観的に確認した上で、本事業の実施による景観への重大な影響を極力低減すること。